

令和8年 第1回臨時会

## 館林衛生施設組合議会会議録

令和8年2月5日開会

令和8年2月5日閉会

館林衛生施設組合

## 令和8年館林衛生施設組合議会第1回臨時会会議録目次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 議事日程 .....        | 2  |
| 本日の会議に付した事件 ..... | 2  |
| 出席議員 .....        | 3  |
| 説明のために出席した者 ..... | 3  |
| 事務局職員出席者 .....    | 3  |
| 開会及び開議 .....      | 4  |
| 会期の決定 .....       | 4  |
| 会議録署名議員の指名 .....  | 4  |
| 議案第1号 .....       | 4  |
| 議案第2号 .....       | 5  |
| 議案第3号 .....       | 6  |
| 議案第4号 .....       | 6  |
| 議案第5号 .....       | 7  |
| 議案第6号 .....       | 8  |
| 議案第7号 .....       | 9  |
| 議案第8号 .....       | 9  |
| 管理者の挨拶 .....      | 10 |
| 閉会 .....          | 11 |
| 署名議員 .....        | 12 |

令和8年館林衛生施設組合議会第1回臨時会会議録

令和8年2月5日(木曜日)

館林地区消防組合 館林消防署 3階 防災教室

議 事 日 程

令和8年2月5日午前11時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書)
- 第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書)
- 第6 議案第4号 館林衛生施設組合職員等の旅費に関する条例
- 第7 議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 令和7年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（9名）

|      |           |     |           |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番  | 池 森 のり子 君 | 2 番 | 齊 藤 貢 一 君 |
| 3 番  | 権 田 昌 弘 君 | 4 番 | 野 村 晴 三 君 |
| 6 番  | 須 藤 稔 君   | 7 番 | 本 澤 春 江 君 |
| 8 番  | 島 田 宏 幸 君 | 9 番 | 大 澤 成 樹 君 |
| 10 番 | 原 口 剛 君   |     |           |

欠席議員（1名）

5 番 尾 澤 将 樹 君

---

説明のために出席した者

|              |             |
|--------------|-------------|
| 管 理 者(館林市長)  | 多 田 善 宏 君   |
| 副管理者(板倉町長)   | 小 野 田 富 康 君 |
| 副管理者(明和町長)   | 富 塚 基 輔 君   |
| 副管理者(千代田町長)  | 高 橋 純 一 君   |
| 副管理者(館林市副市長) | 相 澤 均 君     |
| 会計管理者        | 松 澤 直 範 君   |
| 事務局長         | 柿 本 真 一 君   |
| 施設課主幹兼環境施設係長 | 奥 山 浩 康 君   |
| 総務課主幹兼総務係長   | 青 木 裕 二 君   |
| 施設課衛生施設係長    | 江 原 俊 介 君   |

---

事務局職員出席者

書 記 武 井 沙 織 書 記 橋 本 淳 志

## 第 1 開会及び開議

(令和8年2月5日午前11時00分開会)

○議長(野村晴三君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました令和8年館林衛生施設組合議会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

## 第 2 会期の決定

○議長(野村晴三君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 「異議なし」と認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

## 第 3 会議録署名議員の指名

○議長(野村晴三君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、2番、斉藤貢一君、3番、権田昌弘君を指名いたします。

## 第 4 議案第1号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書」を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げます。

1点目は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、本年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、規約上の名称を変更するものでございます。

2点目は、本年3月31日をもって群馬県市町村総合事務組合における災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を取り止めるため、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

## 第 5 議案第2号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、「群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書」を専決処分したものでございます。

協議内容について申し上げます。

本年3月31日時点での群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金につきまして、災害弔慰金の支給等に関する共同処理団体に還付するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

## 第 6 議案第3号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第5、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書」を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げますと、本年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に「みどり市」が加入すること及び同委員会を共同設置する団体に加入している太田市外三町広域清掃組合の名称が「太田市外三町清掃斎場組合」に変更されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

## 第 7 議案第4号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第6、議案第4号 館林衛生施設組合職員等の旅費に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第4号 館林衛生施設組合職員等の旅費に関する条例に

ついて申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、本条例の全部を改正するものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

1点目は、これまで宿泊料とされていた種目の名称を宿泊費とし、宿泊先の都道府県に応じた定める額を上限とした実費支給とするものでございます。

2点目は、旅費の種目に、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給が可能となる包括宿泊費を新たに定めるものでございます。

3点目は、日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるために1夜当たりの定額支給である宿泊手当を新たに定めるものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（野村晴三君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

## 第 8 議案第5号

○議長（野村晴三君） 次に、日程第7、議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定等を踏まえ、本組合職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

1点目は、令和7年4月1日に遡及して、職員の給料月額を、若年層に重点を置いて平

均3.2%引き上げるものでございます。

2点目は、令和7年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ、令和8年度以降は、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

3点目は、自動車等使用者に対する通勤手当について、国家公務員に準じて額の改定を行うものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

## 第 9 議案第6号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第8、議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、本組合職員の期末手当及び勤勉手当の改定に準じて、令和7年12月期に支給する特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ、令和8年度以降は、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

### 第 10 議案第7号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第9、議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、本組合職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

### 第 11 議案第8号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第10、議案第8号 令和7年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第8号 令和7年度 館林衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において、176万6,000円の減額補正でございます。

まず、歳出の主な内容について申し上げますと、人件費につきましては、給与改定に伴う増額分を見込む一方、今期の執行状況を踏まえた減額要因を反映した結果、全体として職員給与費を減額するものでございます。

次に、歳入の内容について申し上げますと、財産収入の増額を見込み、繰入金を減額しております。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

## 第 12 管理者の挨拶

○議長(野村晴三君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 本日は、提案いたしました各議案につきまして、いずれも原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日も審議いただきました職員の給与改定につきましては、昨年に続き、月例給を高い水準で引き上げる内容となっております。職員一同、住民の皆様の期待と信頼に応えるべく、全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、引き続き職務に精励してまいります。

また、生活環境の保全を図る上で、本組合の果たすべき役割は一層重要となっております。

す。今後とも、議員各位のご指導とご協力を賜りながら、施設の安定稼働に努めてまいります。

季節柄、寒さも一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意いただき、さらなるご活躍を心より祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

### 第 13 閉会

○議長(野村晴三君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

(午前11時20分閉会)

令和8年 月 日

議 長 野 村 晴 三

議 員 齊 藤 貢 一

議 員 権 田 昌 弘